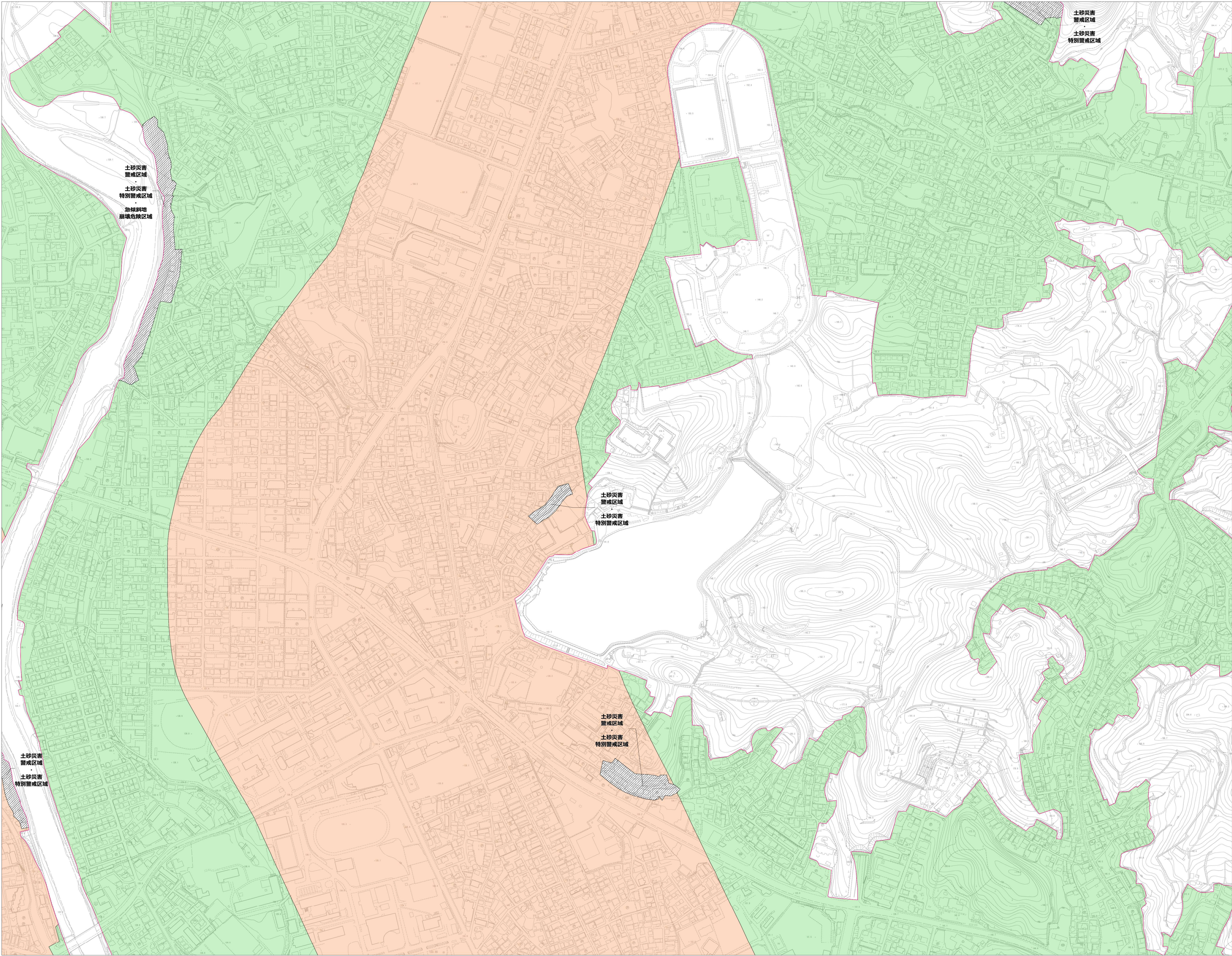


誘導区域図
(10/ 27)

行政区域

都市計画区域

市街化区域

中心拠点

地域拠点

都市居住区域

公共交通沿線居住区域

居住環境形成区域

一般居住区域

その他の市街化区域

※その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、
急傾斜地崩壊危険区域、特別警戒区域、地
区計画のうち住宅の誘導が図られている区域、
内たけ地区を除く工業地域、総合運動公園。

0

50

100

200m

1:2500

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有
の基図広域都市計画図(1:2500、1/10,000)を
複製したものである。
(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令第8-1号